

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

北海道白糠高等学校

はじめに

いじめは、冷やかしやからかいなどを直接行うものから、情報機器を介したもの、更には暴力行為に及ぶものなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。全国的にもいじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。また、一部の教職員がいじめ問題を抱え込むなど、適切な対応を取らない事案が後を断たない。このような観点からも、いじめの問題への対応を明確化することは学校として大きな課題である。

そこで全ての生徒たちが安全・安心に充実した高校生活を送れるよう、いじめを決して許さず、被害生徒を徹底して守り通すという確固たる決意のもと迅速且つ組織的な対応を徹底し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組み、いじめを認知した場合は適切且つ速やかに解決するため、北海道白糠高等学校（以下、本校とする。）は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法とする。）及び「いじめの防止等に関する条例」（以下、条例とする。）に基づき、実施すべき施策を次のとおり定める。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

全ての生徒が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め合い、互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、道と市町村及び学校が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。

(1) いじめ防止等に関する基本理念

法及び条例では、基本理念を、それぞれの第3条において、次のとおり規定している。

- 第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめをはやし立てず、及びこれを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、並びにいじめを受けた児童生徒に非はないとの認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

基本理念に基づく取組を進めるに当たっては、次の点に留意する。

- いじめは人権侵害かつ犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」、「いじめはいじめめる側が悪い」と認識し、被害生徒に対してはその心に寄り添いながら守り通し、加害生徒には毅然とした対応と粘り強い指導を心がける。
- 「いじめはどの学校、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」と認識し、細かな

変化も見逃さないよう心がける。

- 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」と認識し、日々の職務に励む。
- 「いじめは学校だけではなく、保護者等、地域、関係機関など周囲との連携を深めてこそ認知することができる」と認識し、日頃から外部との連携に努める。

(2) いじめの定義

法及び条例では、いじめを、それぞれの第2条において次のとおり規定している。

第2条 児童生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(3) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(4) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

いじめに係る行為が止んでいること

- 被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、北海道教育委員会又は本校の「いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。本校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- 本校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

2 いじめ対策委員会（別紙「いじめの対応の流れ」参照）

本校は、いじめ防止等の対策のための組織として、校内に専門の委員会を組織する。

(1) 組織

校長（委員長）、教頭（副委員長）、指導部長、指導部副部長、養護教諭

※必要に応じて当該担任、スクールカウンセラーを加える

(2) 役割

ア いじめ発生時の組織的対応

- 全ての教職員は、「いじめやいじめの疑いがある状況」を発見した場合、速やかに教頭に報告する。
- いじめ対策委員会は、委員長（校長）の指示の下、報告のあった全ての事案について事実確認の方策について協議する。
- いじめ対策委員会では、生徒からの聴取、聴取後の対応、保護者等への対応の方針等を決定する。
- 事実を時系列で整理・記録し、いじめの認知についての判断をするとともに、逐次対応方針の確認を行う。
- 関係機関と連携が必要な事案に関しては、いじめ事象のレベルに関わらず相談や通報を行う。ただしその際には、被害生徒やその保護者等の意向（相談・通報・被害届の提出等）に配慮し、適切に対応する。
- 改善が見られた場合、校内での対応を継続して見守り、再発防止についての取組（継続的な観察・指導、保護者等との連携、行政等関係機関との連携など）を行う。

イ 日常の指導体制充実に向けた教職員の取組に対する支援

- いじめ対策に関する指導資料の活用
いじめ対策委員会は、いじめの防止・解決にかかわる資料を集め、活用方法を教職員に広く紹介する。
- 校内研修の実施
いじめ防止や対応に関する研修を実施し、教職員の指導力向上を図る。

ウ 学校いじめ防止基本方針の見直し及び周知

- 生徒、保護者等や地域住民等の意見を取り入れた、定期的な学校いじめ防止基本方針の見直し
- 学校いじめ防止基本方針の周知
 - ・ P T A総会、学校運営協議会における周知
 - ・ ホームルーム等における配布物を活用した生徒への周知
 - ・ 本校ホームページにおける公開

エ その他

- いじめの未然防止のための、全ての生徒の「居場所づくり」「絆づくり」「環境づくり」の取組を推進
- いじめの早期発見のための、いじめの相談・通報を受け取る窓口
- いじめの早期発見、事案対処のための、いじめの疑いに関する情報収集、共有
- 学校いじめ基本方針における年間計画の作成、実施、検証等

3 いじめの未然防止

いじめ問題においては、いじめを起こさないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学習指導の充実

- 規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- 自信を持たせ、一人一人の特性に配慮した適切な授業づくり
- コミュニケーション能力を育む教育活動

(2) 特別活動、道徳教育等の充実

- ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ボランティア活動の充実
- 部活動指導の充実と、教員の部活動における閉鎖的側面の理解

(3) 教育相談の充実

- 面談の定期的実施（複数回）
- スクールカウンセラー等の活用

(4) 保護者等・地域との連携

- 本校の学校いじめ防止基本方針の周知及び改善に向けた意見聴取
- 開かれた学校づくりの推進

(5) その他

- 教育活動全体を通じた人権に関する教育
- 情報モラル教育
- 地域の教育資源（人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など）を活用した道徳教育
- 生徒が自主的にいじめの防止に取り組む活動

4 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。いじめは教職員や保護者等の目の届きにくいところで発生しており、生徒の行動や言動に留意するとともに、いじめのサインを見逃すことがないよう、家庭・地域・関係機関と協力して、実態把握に努める。また、「いじめの芽」や「いじめの兆候」は「既にいじめ」として認知するものと、教職員の中で共通認識を図る。

(1) いじめ行為の発見

- いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、被害を受けている生徒や通報した生徒の安全を確保する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情を把握し、被害性に着目して、いじめに当たるか否かを判断する。

(2) いじめられている生徒、いじめている生徒、教室、家庭でのサイン

- チェックシートを用いるなどして、多くの教員の目で、多くの場面で生徒を観察し、生徒の発する小さなサインを見逃さない。

(3) 相談体制の整備

- いじめの相談・通報を受け付ける窓口として、「いじめ対策委員会」を設置するとともに、生徒や保護者に周知する。

- 本校教職員による定期的な面談のほか、スクールカウンセラーを活用した面談等について、実施し、いじめに関わる相談を随時受け付けることができるようにする。

(4) 定期的調査の実施

- アンケートの実施（複数回）
- ネットパトロールの実施

(5) 情報の共有

- 報告経路の明示及び勧告の徹底
- 職員会議等での情報共有
- 要配慮生徒の実態把握
- 入学時及び進級時の引継ぎ
- 保護者等、地域、関係機関等とのこまめな情報共有

5 いじめへの適切な対応

いじめ問題が発生した際には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者等が納得する解消を目指す。くれぐれも学級担任等が抱え込むことの無いよう学校全体で組織的に対応する。

(1) 生徒への対応

ア いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- 安全・安心を確保する
- 心のケアを図る
- いじめの事実を確認する
- 今後の対策について共に考える
- 活動の場等を設定し、認め、励ます
- 温かい人間関係をつくる

イ いじめている生徒への対応

いじめは絶対に許されることではないという毅然とした態度で、いじめている生徒への内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する
- いじめの背景や要因の理解に努める
- いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- 行為の善悪をしっかりと理解させ、今後の生き方を考えさせる
- 反省状況を踏まえ、いじめられている生徒へ適切な時期に謝罪を促す
- 必要に応じて、懲戒を加える

(2) 関係集団への対応

被害、加害生徒だけでなく、面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめを解決する力を育成することが大切である。

- 自分の問題として捉えさせる

- 望ましい人間関係づくりに努める
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 保護者等への対応

ア いじめられている生徒の保護者等

相談されたケースでは、複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く
- いじめられている生徒及び保護者等の苦痛に対して精一杯の理解を示す
- 「親子のコミュニケーションを大切にしてもらう」などの協力を求める

イ いじめている生徒の保護者等

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性があることを理解してもらう
- 生徒や保護者等の心情に配慮する
- 何か気付いたことがあれば報告してもらう
- 行動が変わるよう教員として努力していくことと、そのためには保護者等の協力が必要不可欠であることを伝える

ウ 保護者等同士が対立している場合など

教員が間に入って関係調整を行うことが必要となる場合がある。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感を丁寧に聞き、寄り添う
- 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- 北海道教育委員会や関係機関と連携し、解決を目指す

(4) 関係機関との連携

いじめ問題は学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、外部機関とも一体的な対応をすることが重要である。そのために日常的に外部機関と連携するよう心がける。

ア 北海道教育委員会との連携

- 関係生徒への支援及び指導、保護者等への対応方法
- 関係機関との調整

イ 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係機関との連携

- 家庭の養育に関する指導及び助言
- 家庭での生徒の生活環境の情報把握

エ 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療及び、指導と助言

6 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどが「ネットいじめ」であり、重大な犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者等への啓発

- フィルタリングの設定、啓発
- 保護者等の見守り

イ 情報教育の充実

- 教科「情報」などにおける「情報モラル教育」の充実
- 携帯、スマホを安全に使用するための講演会等を実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- 被害者からの訴え
- 閲覧者からの情報提供
- ネットパトロールによる情報提供

イ 不当な書き込みへの対処

- 状況の確認と記録
- 該当生徒（被害、加害）への対応
- 必要に応じて「管理者へ連絡及び削除依頼」と「警察への相談」

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

法では、第28条において、いじめの「重大事態」に係る調査について規定している。

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じる」とは

- 生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、図ろうとした場合）
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合

- 精神性の疾患を発症した場合
- イ 「相当の期間学校を欠席する」とは
 - 年間30日以上欠席している場合（不登校の定義）
 - 連続した欠席については、上記の目安にかかわらず、状況により判断する

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会（釧路教育局）を通じて知事に報告するとともに、道教委の附属機関である「北海道いじめ問題審議会」及び、知事の附属機関である「北海道いじめ調査委員会」からの調査に協力する。

8 「いじめ」という言葉を使わない指導

北海道の基本方針においては、「定義上いじめであっても、『いじめ』という言葉を使わず指導することもある」とされている。これは、教職員が「いじめ」という言葉を使うことへの抵抗感から、組織に報告せずに抱え込んでしまうことへの懸念があったための一文である。

教職員は、いじめかどうかの判断はあくまで1(2)に記載されている定義に従って行うべきであり、事案が「いじめ」という言葉を使用しない場合であっても、積極的にいじめと認知するよう努める必要がある。

【事案例】

加害側の生徒に悪意はなかったが、軽い言葉で相手を傷つけてしまった。その後、教員の指導によらず、自分たちで関係修復した。

【指導の方向性】

このような場合であっても、教職員は積極的に「いじめ」として認知し、加害、被害両側の生徒に対して、必要な指導や助言、支援などを行う。

附 則

この方針は平成26年4月1日施行とする。

平成29年2月15日 一部改正

平成30年2月15日 改訂

令和3年4月1日 一部改正

令和5年6月30日 一部改正

令和6年7月18日 一部改正